２．減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～42年
構築物	２～27年
機械装置	２～13年
工具器具備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

４．たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法を採用しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

６．リース取引の処理方法

ファイナンス・リースにより使用しているリース資産は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。また、減価償却については、償却期間をリース期間に合わせて行っております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

重要な会計方針の変更

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益、当期純利益及び当期総利益はそれぞれ62,946,020円増加しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

注記事項

Ⅰ．金融商品の時価等

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金及び公共債等に限定しております。

投資有価証券は保有しておりません。

リース債務は、ＰＩＯ－ＮＥＴシステム関係機器等に係るものであり、償還期間は、最長で平成34年６月末迄であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	796,225	796,225	―
⑵売掛金	32,319	32,319	―
⑶その他の未収入金	31	31	―
⑷未払金	(252,214)	(252,214)	(―)
⑸未払消費税等	(3,753)	(3,753)	(―)
⑹預り金	(16,632)	(16,632)	(―)
⑺短期リース債務及び長期リース債務	(516,169)	(516,169)	(0)

㈱１．負債に計上されているものは、(　) で示しております。

２．単位未満は、切り捨てております。

㈱　金融商品の時価の算定方法

⑴現金及び預金、⑵売掛金、⑶その他の未収入金、⑷未払金、⑸未払消費税等、⑹預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑺短期リース債務及び長期リース債務

これらの時価について、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価額により算定しております。

重要な債務負担行為

翌年度以降に支払を予定している重要な債務負担行為額は、以下のとおりであります。

情報セキュリティ強化のための機器導入	137,282,756円
ホームページシステム情報構造等調査分析等	6,887,928円
商品テスト設備（空調設備）の改修	16,092,000円
相模原事務所管理研修棟外壁等改修工事	61,493,040円
計	221,755,724円

重要な後発事象

平成29年６月２日に独立行政法人国民生活センター法（平成14年法律第123号）が改正され(以下「改正センター法」という。)、当法人の業務に特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）第２条第10号に規定する特定適格消費者団体をいう。)が行う同法第56条第１項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てる業務が追加されるとともに、当該業務に必要な費用に充てるための長期借入金に関する規定が新設されました。なお、改正センター法は、平成29年10月１日に施行されます。

その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」(平成28年９月１日まち・ひと・しごと・創生本部決定）のうち「消費者庁等の移転について」において、今後の具体的な取組として以下のとおり決定されました。

○徳島県に、消費者行政の新たな未来を担うオフィス（以下「消費者行政新未来創造オフィス（仮称)」という。)を置き、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点とする。